

建設発生木材の取扱い 新旧対照表（令和6年5月24日改定）

改 定 前	改 定 後
<p style="text-align: center;">建設発生木材の取扱い</p> <p>1. 建設発生木材の取扱い規定 <u>(追加)</u>「島根県建設副産物処理要領」の7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進（3）建設発生木材の工事現場からの搬出 により取り扱うこと。<u>(追加)</u></p> <p>2. 建設発生木材の再資源化施設での処理単価について 略</p> <p>3. 建設発生木材の設計積算について ① 伐採（胸高直径5cm以上の樹木をチェーンソー等で切り倒す作業）と、それに伴う現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については、その費用を準備費に積上げ計上する。<u>(追加)</u> ②～⑬ 略</p> <p>4. 適用年月日 令和6年4月1日以降に起案する工事および変更指示する工事 <u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">建設発生木材の取扱い</p> <p>1. 建設発生木材の取扱い規定 「島根県建設工事積算基準書」第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2 共通仮設費 2-3 準備費ならびに「島根県建設副産物処理要領」<u>(削る)</u> 7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進（3）建設発生木材の工事現場からの搬出 により取り扱うこと。本通知はこれらの規定を補完するものである。</p> <p>2. 建設発生木材の再資源化施設での処理単価について 略</p> <p>3. 建設発生木材の設計積算について ① 伐採（胸高直径5cm以上の樹木をチェーンソー等で切り倒す作業）と、それに伴う現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については、その費用を準備費に積上げ計上する。また、伐採により発生した根株の除去、現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については、現地状況を踏まえ、必要に応じて見積により積上げ計上を行うこと。 ②～⑬ 略</p> <p>4. 適用年月日 令和6年4月1日以降に起案する工事および変更指示する工事 令和6年6月1日以降に準備工に着手する工事</p>